

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年2月 20 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
-----------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900382号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900095号

第1 結論

請求者のA製作所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和19年12月1日から昭和20年*月*日に訂正し、昭和19年12月から昭和20年*月までの標準報酬月額を40円とすることが必要である。

昭和19年12月1日から昭和20年*月*日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和19年12月1日から昭和23年4月10日まで

A製作所に勤務していた請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。昭和23年4月10日から別事業所で勤務するようになるまでの間、継続して勤務していた。調査の上、請求期間の厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、昭和19年12月1日から昭和20年*月*日までの期間について、A製作所に係る事業所記号順索引簿及び健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、同製作所は、同製作所の所在地等における昭和20年*月*日の大空襲の後の同年*月*日(以下「全喪日」という。)に適用事業所でなくなっていることが確認でき、請求者の陳述、同僚の回答及び当時の社会状況等を踏まえると、請求者が同製作所を全喪日より前に辞める特段の事情はうかがえないことから、請求者は、少なくとも全喪日までは同製作所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、当該名簿によると、請求者の被保険者資格取得年月日は、昭和19年11月13日であることが確認できるものの、被保険者資格喪失年月日は記録されておらず、オンライン記録における昭和19年12月1日の被保険者資格喪失年月日については、日本年金機構において、被保険者資格取得年月日の翌月1日を同喪失年月日とする取扱いにより記録していることが確認できる。

また、当該名簿の最初の被保険者及びその後の各頁の最初の被保険者の資格喪失年月日は 20. *. * と記載されており、20. *. * 以前の日付が記載されている者以外の者の資格喪失年月日欄に 20. *. * または「〃（同じく記号）」が記載されていることが確認できるところ、健康保険の番号 201 以降の被保険者（請求者の健康保険の番号は*）において、20. *. * 及びそれ以前の資格喪失日が記載されている被保険者以外の資格喪失年月日欄は空白となっている。

さらに、昭和生まれで所在が確認できる 9 人の被保険者のうち、当該名簿の資格喪失年月日が 19. 12. 8 と記載された一人を除く 8 人の資格喪失年月日欄は空白であるものの、オンライン記録は 20. *. * であることが確認できる上、うち 3 人は請求者同様、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）が確認できない。

以上のことから、請求期間当時、保険出張所（当時）における A 製作所に係る年金記録の管理が適切に行われていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者の資格喪失年月日について、昭和 19 年 12 月 1 日とすることは適切であるとはいえず、有効なものと認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を、A 製作所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 20 年 * 月 * 日とすることが妥当である。

また、請求期間のうち、昭和 19 年 12 月 1 日から昭和 20 年 * 月 * 日までの期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿における請求者の記録から 40 円とすることが妥当である。

- 2 請求期間のうち、昭和 20 年 * 月 * 日から昭和 23 年 4 月 10 日までの期間について、A 製作所は昭和 20 年 * 月 * 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同製作所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載がある事業主の所在は不明であることから、同製作所及び事業主に請求者の勤務実態について確認することができない。

また、請求者が、A 製作所での同僚として名前（苗字のみ）を挙げた者と同じ苗字の者が上記被保険者名簿で確認できるものの、連絡先は不明であり、当該名簿において、請求期間当時に厚生年金保険の被保険者記録がある従業員に照会したところ、複数の従業員から回答を得たが、請求者を記憶している者はおらず、当該期間における請求者の勤務について確認することができない。

このほか、請求期間のうち、昭和 20 年 * 月 * 日から昭和 23 年 4 月 10 日までの期間について、厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、昭和 20 年 * 月 * 日から昭和 23 年 4 月 10 日までの期間について、請求者が厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900455号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900094号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 8 月
② 平成 16 年 2 月
③ 平成 16 年 8 月

A社における請求期間①、②及び③に係る賞与の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、A社は、平成 21 年に解散し、平成 23 年に清算終了しているところ、同社の元代表清算人は、請求者の請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料はなく、当該賞与の支給についても不明である旨陳述している。

また、A社の同僚から提出された請求期間に係る給与明細書において、同社は、給与及び賞与(半期インセンティブ)を合算して支給していることが確認できるところ、請求者から提出された預金取引明細表において、平成 15 年 8 月 25 日、平成 16 年 2 月 25 日及び同年 8 月 25 日に給与の名目で振り込まれていることが確認できるが、請求者は、請求期間の賞与に係る明細書を保有しておらず、当該賞与の支給及び厚生年金保険料の控除の有無を確認できない。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。